

◎新潟県告示第631号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年5月22日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
たけだ眼科医院	長岡市荻野1丁目7番13号	令和2年3月31日
今井整形外科クリニック	長岡市左近3丁目62-1	令和2年3月31日
黒条内科・消化器クリニック	長岡市下々条町2836-1	令和2年4月30日
けんこう調剤薬局	長岡市本町2-4-22	令和2年3月31日
大橋薬局 ひがし店	柏崎市東本町1-4-29	令和2年4月1日
齋藤医院赤谷診療所	新発田市上赤谷2689番地	令和2年3月31日
サンコー薬局	新発田市豊町4丁目3番40号	令和2年3月31日